

教育ローン（証書貸付タイプ）商品概要説明書

令和 5 年 12 月 1 日現在

商品名	しんきん教育ローン（証書貸付タイプ）
ご利用いただける方	次のすべての条件を満たしている方 (1)お申込時年齢が満 20 歳以上の方 (2)安定継続した収入がある方 (3)しんきん保証基金の保証を受けられる方 (4) 以下の①または②に該当し、当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ※上記条件①②のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたいただかなくとも、ご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。
お使いみち	お申込人またはその子弟、孫、被扶養親族にかかる次の資金が対象です。 (1)就学する学校等への 1 年分の納付金 ※対象となる学校等は、国内・海外を問わず、学校（教育施設）と呼称されるもので、大学院（法科大学院を含む）、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校・専門学校を含む）高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等） (2)就学に付随してかかる 1 年分の付帯費用（100 万円以内） ※教材費、引越費用、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、受験費用等 (3)お申込人が(1)または(2)を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※ただし、（一社）しんきん保証基金付教育カードローンは除きます。
ご融資限度額	1,000 万円以内 お申込金額は 1 万円以上 1 万円単位とし、1 万円未満の金額があるときは万円単位まで切り上げることができます。なお、お申込金額と当金庫および他の信用金庫での基金保証付個人ローン残高の合計額およびカードローンご融資限度額のすべての合計額が 3,000 万円を超えることはできません。
ご融資期間	16 年以内（ご融資日から 16 年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。）
ご融資利率	変動金利 ご融資利率は毎年 10 月 1 日の当金庫の定める短期貸出最優遇金利を基準として年 1 回見直します。変更後の利率は、12 月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 ※現在のご融資利率につきましては、窓口へお問い合わせください。 ※ご融資利率は、お申込時ではなくお借入れ時の金利が適用となります。

次項へ続きます

ご返済方法	・毎月元利均等返済または元金均等返済 ・ご融資金額の 50%以内でボーナス月加算返済も可能です。 ・元金の返済は卒業予定月まで据置くことができます。 ・具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。
保証人・担保	必要ありません。 ※（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。
手数料・保証料	保証料はご融資利率に含まれています。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9 時～17 時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用可能です。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。 現 地 調 停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例） 長野県弁護士会で現地調停を行う。 移 管 調 停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例） 愛知県弁護士会に移管調停する。
その他	・審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・ご融資期間中の一部、全部返済には当金庫所定の手数料が必要となります。 ・商品内容の詳細につきましては、窓口・営業係にお問い合わせください。